

天正十年 八月廿四日

利家 在判

大宮司

監物殿

八月廿五日。前田利家、羽咋郡氣多社に、參百俵の修理田を寄進す。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一七六〇

一宮社頭爲修理田、參百俵令寄進。則大門脇より、東西いがき手よりを以、全可有知行。於末代不可有相違狀如件。

天正十

利家 在判

八月廿五日

氣多大宮司

八月廿七日。前田利家、羽咋郡藤懸村役人に、潜匿せる盜賊を逮捕せしむ。

【北徴遺文】

一七六一

其近邊ニ盜人共有之ゆへ、其元令才覺からめ取可出。百

姓として於見隱者、可爲曲事者也。

天正十年

八月廿七日

利家 在判

富木藤かけ村役人

(この文書の年次磨滅して明らかならずといふ。案するに天正七年は前田利家未だ能登に封ぜられざるが故に十年の誤寫なるべし。)

八月廿九日。前田利家、長連龍に、石動山天平寺の寺領を沒收してその鹿島半郡内に散在するものを與ふ。

【長文書】 金澤

一七六二

今度就企逆心、彼寺領悉令沒收候。然者其方知行中にも有之由候。雖然重々御理之事候間、爲新知遣之候。全可有知行者也。仍如件。

天正拾

利家 在判

八月廿九日

長九郎左衛門尉殿

御宿所

(天正九年七月廿三日の條参照。)

八月廿九日。前田利家、羽咋郡氣多社に制札を與ふ。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一七六三

禁制

能州 一ノ宮

一、神林小松等伐採事。

付、木之根等之事。

一、社中武家人居住之事。

一、社中に立入狼藉之事。

付、理不盡之催促之事。

右之條々堅令停止處、若於違犯之輩有之者、早速可言上者也 仍如件。

天正拾年八月廿九日

利家 在判

(この文書の年次は、汲古合編に十年とし、北徴遺文に十一年に作れり。後者は非なるべし。)

九月朔日。前田利家、鳳至郡穴水・南北の百姓に、木材を諸橋より輸送する爲舟を出さしむ。

【川島村文書】 鳳至郡

一七六四

已上

南北まはり舟之事、もろ橋まで材木とりに遣候間、急いだすべき物也。

天正十

利家 在判

九月朔日

穴水南北

百姓中

(穴水南北は穴水郷及び南北郷なるべし。)

九月朔日。前田利家、鹿島郡熊木村の百姓與一に、米拾俵を扶持す。

【能登國古文書】

一七六五

已上

當村年寄之事候間、爲扶持分八木拾俵遺之候、諸事彌可馳走者也。

天正十 九月朔日

利家 在判

熊木村